

土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱

平成22年4月1日付け21農振第2326号

平成29年3月31日付け28農振第2257号

最終改正 令和2年4月1日付け元農振第3407号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

ダム、頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の管理については、その操作等が周辺地域に大きな影響をもたらすことから、その安全管理の徹底を図っているところであるが、事故や事故につながるおそれのある事例の発生、災害等の緊急時における対応等、土地改良施設には種々のリスクが内在しており、それらのリスクの管理が重要なものとなっている。

特に、土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、令和8年度までに全てのP C B廃棄物を処理することとされたところである。

しかしながら、土地改良施設に係るP C B廃棄物の多くが未処理となっており、その漏えい等による環境汚染や紛失等のリスクが顕在化していることから、適正な管理及び処理が喫緊の課題となっている。

このため、土地改良施設に係るP C B廃棄物によるリスクの軽減を図るための対策を実施することにより、環境被害等を未然に防止するとともに、土地改良施設の適正な管理に資することを目的とする。

第2 事業内容

1 P C B廃棄物の収集運搬

土地改良施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が保管するP C B廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理を推進する。

2 土地改良施設の塗膜に含まれるP C Bの濃度分析調査等

施設管理者が管理する土地改良施設の塗膜に含まれるP C B（以下「P C B含有塗膜」という。）の濃度分析調査、P C B含有塗膜の処理等に要する経費を助成し、P C B含有

塗膜の確実かつ適正な処分を図る。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、施設管理者である土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が適當と認める者とする。

第4 採択要件

- 1 第2の1の事業にあっては、施設管理者が管理する土地改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するP C B廃棄物が存在すること。
- 2 第2の2の事業にあっては、施設管理者が管理する土地改良施設で、昭和41年から昭和49年までの期間にP C Bを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。

第5 事業実施期間

第2の1の事業の実施期間は、平成22年度から令和8年度までの17年間とする。

第2の2の事業の実施期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、本事業の採択を希望するときは、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書を作成し、都道府県知事に申請するものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から土地改良施設P C B廃棄物処理計画書を添付し本事業を実施したい旨の申請があり、これを適當と認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出があった事業採択申請書を審査し、これを適當と認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に採択する旨の通知をするものとする。
- 4 都道府県知事は、3により地方農政局長等から事業採択された旨の通知を受けたときは、農村振興局長が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を事業実施主体に通知するものとする。

第7 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業実施結果の報告

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施 結果を都道府県知事に報告するものとする。

2 1の報告を受けた都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第9 推進指導

国及び都道府県知事は、本事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、事業実施主体に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第6条及び第7条に定める処理期限までにP C B廃棄物を確実に処理するよう、必要な指導又は調整を行うものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業実施要綱の一部改正について（令和2年4月1日付け元農振第3407号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。